

令和２年度 第１回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会

日 時 令和３年３月５日（金）午後６時～午後７時４０分

場所 大阪市役所屋上Ｐ１階会議室

出席者 委 員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部 青柳子育て支援部長、
こども家庭課（瑞慶覧こども家庭課長、田中こども家庭課長代理、山中こども
家庭課担当係長、北浦こども家庭課係員）

市側出席者

中央こども相談センター 田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、
南部こども相談センター 音田所長

傍聴者 ０名

○司会（田中課長代理）

ただいまから、大阪市児童福祉審議会 社会的養育専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども家庭課の田中でございます。どうぞ
宜しくお願いいたします。

それでは、はじめに、お集まりいただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お
手元の資料にございます「資料２ 社会的養育専門部会委員名簿」をご参照ください。

まず、関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 前橋 信和 委員でございます。

続きまして、大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授 伊藤 嘉余子 委員でございます。

続きまして、関西大学 人間健康学部 人間健康学科 准教授 福田 公教 委員でございます。

続きまして、大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士 西村 英一郎 委員でございます。

続きまして、一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟 会長 中西 裕 委員でございます。

続きまして、前任の廣瀬委員に代わりまして、今回から新たに部会に参加いただきます、一般社団法人
大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会代表 杉田 善久 委員でございます。

続きまして、大阪市里親会 会長 梅原 啓次 委員でございます。

委員全員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること、及び決定した議事につきまし
ても有効であることをご報告申し上げます。

続きまして、市側出席者を紹介させていただきます。

【市側出席者紹介（青柳子育て支援部長、瑞慶覧こども家庭課長、山中こども家庭課係長、北浦こど
も家庭課係員）】、

また、こども相談センターと南部こども相談センターも出席しています。

【市側出席者（田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、音田南部こども相談センター所長）】、

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の青柳よりごあいさつを申し上げます。

○青柳部長

こども青少年局子育て支援部長の青柳でございます。会議の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大阪府の緊急事態宣言は解除されましたが、コロナ禍の中、「大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃は本市児童福祉行政、とりわけ、社会的養護施策の推進にご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

児童虐待や社会的養護を取り巻く状況は、何らかの事件を見聞きすることがない日の方が珍しいほどの状況であると感じており、そういった児童への支援や退所後の方々への支援にお取り組み頂いている皆様におかれましては、心身を削るようなご苦勞をいただいているものと認識しております。本当にありがとうございます。

さらに、昨年度は、大阪市社会的養育推進計画の策定について、前橋部会長を始め、皆様にはご尽力いただき、誠にありがとうございます。

新たな計画「大阪市社会的養育推進計画」は、今年度からの10年間の計画になりますが、「家庭養育優先原則」のもと、里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み等を進めることを方針として示しており、その方針を踏まえつつ、こどもの最善の利益を実現していきたいと考えております。

計画については、前後期の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行い取組の促進することとあり、本日、ご意見をいただく計画の進捗状況の検証結果は大変重要なものとなります。

本市ならではの状況と、どのような支援がこどもの最善の利益の実現につながるのかを十分に念頭に置く必要があると考えております。

本部会は、保護が必要な子どもたちのことについて専門的知識や経験が豊富でいらっしゃる方ばかりでございます。社会的養護施策の充実に向けて一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

○司会（田中課長代理）

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

次第

【議事】

- 1 令和2年度「大阪市社会的養育推進計画（令和2年度～令和11年度）」の進捗状況について
- 2 その他

資料1 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程

資料2 社会的養育専門部会委員名簿

資料3 令和2年度「大阪市社会的養育推進計画（令和2年度～令和11年度）」の進捗状況について

参考資料 「こども家庭支援体制の構築等に向けた取組にかかる社会的養育推進計画と関わりが深い支援メニューについて」

抜けている資料はございませんでしょうか。

それでは、当部会の公開についてご説明します。本部会は運営規程 5. 会議の公開に基づき、公開いたします。また、審議会等の設置及び運営に関する指針におきまして、「会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。」とされておりますので、「会議録」として委員各位からの発言内容等につきまして、ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。委員の皆様方にはご理解をたまわりますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日傍聴者はおりません。

○司会（田中課長代理）

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。

ただいまよりまず、議題 1 令和 2 年度「大阪市社会的養育推進計画（令和 2 年度～令和 11 年度）」の進捗状況について、当課の瑞慶覧より説明させていただきまして、その後、委員の皆様より質疑をいただきます。

つづきまして、議事の 2、その他としまして、今後の予定等について説明させていただき、終了となります。

新型コロナウイルスの関係もございまして、なるべく簡潔に説明させていただき、スムーズな進行に努めてまいります。それでは、前橋部会長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○部会長（前橋委員）

あらためまして、皆様、ご苦勞様でございます。こういう会議というのも、久々のリアルな対面会議ですね。最近では会議といっても、ZOOM、TEAMS でということをやっています。この会議についても約 1 年ぶりになります。この計画については、何とかいいものをつくっていかうということで、皆様にお力添えをいただいて出来上がりました。この計画を見直すなどしていくということで、このあとぜひ皆様にはいろんな意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（田中課長代理）

ありがとうございました。それでは、今後の進行を部会長にお願いしたいと存じます。

前橋部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長（前橋委員）

それでは、議事に移りたいと思います。

議題 1 令和 2 年度「大阪市社会的養育推進計画（令和 2 年度～令和 11 年度）」の進捗状況について

この議題について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（瑞慶覧課長）

～資料に沿って説明～

議題1について

○部会長（前橋委員）

ありがとうございました。全体の全項目をやるとなると、相当時間がかかりますので、特に、大事と思われるところを中心に、説明をしていただきました。説明があったところだけではなくて、他の部分も含めて、委員の先生方が読んでお気づきの点、気づかれた点あるいは、質問をお出しいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○伊藤委員

まず、昨年度社会養育推進計画を作成した中で、こうやって一年後に進捗状況を確認する会議をしている自治体というのは全部の自治体ではないと思います。ですので、こういう会を開いていただいて、進捗状況を一緒に確認できる機会を設けていただけたことは大変いいことだなと思っています。

ただそれを踏まえたうえで、評価基準がよくわからなくて。自立支援のところだけが③という評価で、あとが①(i)になっていると。例えばなんですけど、8 一時保護改革に向けた取組の、業務確保のウとかだと、乳児院とか養護施設の多機能化とか、機能転換の一環として、その一部を一時保護専用施設のユニットとしての運用だけれども、今年度の実績は0か所となっている。来年やるつもりですよ、ということで目標達成となり、取組は予定通り進捗、という意味が分からないです。③が一つだけであり、評価している意味があるのかなと。

ですので、当初立てた目標、令和2年度のおそらく目標があって、それに対して、できた、完璧にできた、目標を達成した、やったけれども届かなかった、そもそも着手できなかったとか、そのあたりをちゃんと区別してしないと、この表自体が、せっかく時間かけて作っても意味がない。やっているのかやれていないのかよく分からない中、全部①(i)になっているので、ちょっと気になっています。そのうえで、たぶん、真ん中のセルの書き方だと思うんですね。

例えば、最初の方の5 里親等への委託推進に向けた取組の場合、計画の中のパーセントより上回っているということを口頭ではおっしゃっておられましたよね。計画の中では12.76%だったけれども、令和元年度末では14.5%ということで、これはすごく分かりやすい。目標を達成したということですけど、それ以外のところで、もともと目標が何で、現状が何なのか、数値だとか件数だとかが明記されてないと伝わりにくいかなと思います。

それを踏まえて例えば、6のパーマネンシーのところの、ウ 他府県の児童相談所との広域的な養子の里親改革について、この大阪市内だけで見つからないときには候補者を求めることもと書いてあるけれども、今年度は何件ぐらいそういった問い合わせをして、問い合わせをしたうち何件が成立したのか成立しなかったのかということを書きこんで書いてもらい、実施したけれど、数字として結果にはつながらなかったという評価になり、来年度も引き続き実施のようにしてくれるといいのかなと思いました。

○事務局（瑞慶覧課長）

本年度、この会議を開いた目的ですが、本来、令和２年度からの計画ですので、令和２年度の実績が出て、来年度から進捗管理が始まるのですが、その際にこちらで作成した進捗の表が、わかりづらいものであってもいけないというのもあり、今のように事前に皆様に見ていただいたうえで、来年度また２年度のきちっとした初年度からの実績を出せればと思っています。

ただ、里親委託率のように毎年度必ず出るものと、例えば、目標数値を出してないけれど理念的に進めていくということで、毎年の実績、目標はこうであるとしづらいものが混在しているので、できるだけ、目標が達成しているかどうかかわからないけれど、取り組んだことが数字的に表せるものは数字で表しながら、無理なものは具体的にどういう理念で出してきたかを出せるように、工夫をして参りたいと思います。

○部会長（前橋委員）

そういう意味で、６パーマネンシーについては、おそらく今年度何件というような形では、もともと想定していない中身になるのかなと思います。それで、結局、年度が変わったところで、今年はこういうような形、というのが出てくるようなものなので、分類すると①(i)となったのかなと思うのですけれども、そういうことでいいでしょうか？

○伊藤委員

評価基準をもうちょっと細分化してくれるといいかもしれないですね。

○部会長（前橋委員）

確かに、（資料３に示している）評価基準がちょっとわかりにくいかな。特に評価基準は次のようにするということで、②目標未達成（見込）というところなんです、(i)取組は予定通り進捗だけでも未達成というのは、意味が分かりにくいなと思いました。

①(i)は目標達成（見込）で予定通り進捗というのは、それは非常によくわかるのですけれども。

○事務局（瑞慶覧課長）

私たちも昨年度部会の最終で西村先生から大阪市としてこの取り組みをどう考えているのかをきちっと評価を出してくれないといけませんね、というご意見をいただいていたので、評価がいると思い、どういう評価にしたらいいのかを検討し、大阪市の中で実際に他の計画で作っている評価基準等をそのまま準用させていただきました。

中でも評価基準の中の目標達成の①と②のそれぞれの違いが、こちらでもちょっとわかりづらいなと思っていました。例えば、この社会的養育と関係ありませんけれども、待機児童対策であれば、待機児童解消のために、大阪市は何か所保育所の定員作ります、という枠は作るんですけれども、その時に、その作となっていた子どもの定員数は達成したけれども、待機児童が出たとなると、①(ii)（目標は達成したが取組は予定どおり進捗していない）になるのかなと。反対に、保育所の方ではこれだけ整備するという整備は達成しなかったんだけど、なぜか待機児童は出ずに、みんなきちっと入れた、となると、②(i)（目標は未達成であるが取組は予定どおり進捗）になるのかなと。

ただ、社会的養育の計画で、具体的な例を出せていないので申し訳ないですけど、今説明したようなこともあるのかなと思い、いったん今回の進捗状況表にしております。ただ、これは次年度3年、4年、とこれを進めていった結果、枝分かれがやっとしていくのかなと思うんですけど、去年度1年だけではまだ出てこないのかなと思います。

○部会長（前橋委員）

なるほど。そういうのがあるのかと想定外でした。

○西村委員

その分類は反則ではと思うのですがどね。目標通りできなかったけれど、社会的な需要が減ったから、私の成果で目標達成ですと言っているようなものですね。

○瑞慶覧課長

何か良い評価の仕方があれば、この場でご助言いただければと思います。

○西村委員

形式的に決めてもいい。その、目標はここくらいまでいく、数字でおいたらいいですよね、数字でここくらいまで行く予定ですよという話で、数字が達成できたら達成出来たという話で、0やったら0、まったくやっていません、真ん中くらいまで行けば何パーセントくらいまで達成しましたという、そういう当初目標の達成度で評価をすればいいと思います。

○事務局（瑞慶覧課長）

評価がない項目もあるのが現実でして。

○西村委員

数字で表れないのであれば、例えば、子どもの権利ノート作る話であれば、作ったら達成でいいと思うんです。それだったら作ったか作ってないかだけだから。例えば、どれが悩ましいなあとかあるのでしょうか。

○事務局（瑞慶覧課長）

すべて悩ましいところはあるのですが、例えば、施設における意見や住みやすい環境づくりという項目も、何件苦情を受けて、何件解決したかとかそういうものでもないで、なかなか目標数値を立てにくいかと思います。

○伊藤委員

数値はなくてもよいと思います。

○瑞慶覧課長

大丈夫ですか？

○伊藤委員

数値がどうじゃなく、やったかやってないかとか、それでも評価はできますよね？

○西村委員

今の例をあげてもらったものがちょっと聞こえにくかったのですが。どの項目でしょうか。

○事務局（瑞慶覧課長）

例えばですけど、1 ページめくっていただいて、6 パーマネンシーのところですよ。家庭養護促進協会さんと連携する、とありますが、何件今年度あるのであげます、という目標数値とかではないのかなと思います。

○伊藤委員

それは、ないですね。

○事務局（瑞慶覧課長）

その時は、きちんと連携しているといった連携の度合いとか、内容ではなく、連携しているといった理念でいいのでしょうか。

○西村委員

連携しましょうと言って掲げたのであれば、連携できていたら、「達成できている」でいいかと思うのですけれど。そして、連携できているのは当たり前だから、次は濃さみたいなものを目標にしようかと思ったら、その濃さや頻度のところに踏み入れたらいいだけで、当初目標は連携するかしないか二択で、それが連携できているのであれば、できているという評価でいいと思います。

○福田委員

数値目標について、できたできないが書けるところは書いたらいいと思います。ただ、今課題になっているのが、今回の資料についてみてもらって、ほとんどが、①(i)つまり、取組は予定通り進捗、ですよ。それがどんなものかみると、例えば自立支援計画を作成しているかとみると、作成していますとか、権利ノート作ろう、作ったよ、となっているので、引き続きやるよねっていうことになる、これから何をどう検証していくのかっていうとけっこう難しくて、それで今、西村先生がおっしゃったのが、濃度っていうか、質的な部分ですよ。

例えば自立支援計画を作成するっていうのはそもそも当たり前の話であって、やってなかったら困るよねっていう話です。やっていますよと言ったところで、それって効果的なのかなっていうところを見るかどうかが、私としては気になっています。見るというのであれば、その指標なりどう書き込むかといったことを検討して、今回準備した計画は一年で、ある程度達成できる分があったけれども、その中身を

問いますか、どうですか、といったところによって、次の出方が変わってくるかと思います。そのあたりをどうお考えかを聞きたいなと思っております。

○中西委員

例えば、2の①イ自立支援計画の作成について、例えば一時保護児童の自立支援計画は、なかなか立てられないんですよね。ほとんどアセスメントができてないというのがありますので。一時保護のこどもだからといって、いつ帰れるかわからないからと言って別にするというのも、いかがなものかと思いますので、一時保護の子どもたちも、きっちり自立支援ができるようなアセスメントもしっかりやってもらわないといけないと思うのですが、そこが落ちてると、少し感じました。

それから、5 里親の委託推進に向けた、⑪の委託こども数ですけども、少し率が増えたという中で、やはりファミリーホームが増えたというのが要因にあるのでしょうか。実際のところ、里親さんの数そのものはどうかというのが少し気になることです。比較する数字がおそらく、来年度からそういうのに出てくるのではあると思うのですが、どうでしょうか。令和元年度については、結論としてファミリーホームの数が増えたということは、子どもの委託が増えたということでしょうか。

○尾瀬課長

確かにファミリーホームが19か所というところで、里親さんとファミリーホームのところに委託されている子どもがだいたい半々ぐらいに近い値になっています。けれども、新規の里親さんが、今回5の⑩のところで書いているかと思いますが、元年度中に新規の里親さんが32世帯となっています。これは、非常に伸びており、例えばその前年でしたら新規の里親さんは18組とか、その前年は17組とか、その前の年は7組というような形でしたので、元年度における新規里親さんについては2倍まではいきませんが、比較1.6倍ぐらいで新規の里親さんが増えている状況となっています。

○西村委員

思いついたところを話します。まず、1 ページ目の2①アで、「一時保護所の入所児童、なお同ノートは常時室内に掲示している」ですが、どこに掲示しているかを教えてほしいです。

次の、施設措置児童で、「入所する際に、小学校3年生以上の児童」に配付して説明している、となっていますが、それは全件という話なのか、そうじゃないのかを聞きたいです。3年生以上とありますが、3年生より下の2年生、1年生かはやってないのかを聞きたいです。どれぐらいの年齢まで説明しているのかというところです。

また、里親委託児童のところも同じで、どれぐらい、これも100%か、割合を聞きたいです。権利ノートを配付し、こどもが自分で持つものなのか、里親さんが預かっているままなのかとか、その点について聞きたいです。

次の、冊子を更新予定という話で、挿絵を入れるなどがあるのですが、字が多いと見て思っていたので、更新する時に伝えたいポイントを小見出しみたいにして、文章自体を言葉で書くのであれば、その下に小さく書くとか、こどもが見てわかりやすいような、書き方の形態を工夫してほしいと思いました。

自立支援計画のところですが、施設措置児童のところで措置を4ヶ月以降に作成って書いてあるのですが、4ヶ月以降、いつまでに作成するのか、そちらの方が大事だと思うのですがそれが書かれていない

です。

それで、この自立支援計画のところで、最初の、自己評価のところと関係してくるのですが、作らないといけないものだから 100%作成率は当たり前であるという話になって、おそらく、課題としては次のその中身の充実度の話に行くと思います。

私が希望するのは、自立支援計画を作りましたというところに、こどもの参加の機会みたいなものが保障できるシステムをこれからつくっていくという風に位置付けて欲しいという点です。支援者会議みたいな、今児相の方でもそんな感じでやるような流れに今作ってもらっているところですが、最初に委託する時に、支援者会議みたいな枠設定をし、こどもとお話や説明ができるみたいなシステムがもれなく入るような形で、自立支援計画を説明したり、作り上げたりというシステムみたいな形で位置付けて欲しいと思います。そのようなものが、どれほどできているのかっていう感じになっていくと、中身の充実の話につながっていくかと思います。

次のウのところで、施設から要望がある場合は、児相が行くと書いてありますが、要望がなかったら、年に 1 回になるのか、しかも要望がなかったら行かないのか？という感じになっていて、せめて、要望があるなど、必要に応じてというぐらいにしておいてほしいと思います。理想としては 1 回ぐらい最低限訪問するようと思うのですが、そこは検討してください。

③が、引き続き実施のところの話で、今度は次の課題は研修メニューとして、どのような内容という中身の充実に行かなければ、形式的に研修しているだけでは意味がないので、どんな内容をしているのかという点もチェックできるような体制にして欲しいと思います。

3 ページ目の、6 パーマネンシー保障のところ、9 の社会的自立支援の推進の取り組みの前の②3のところ、継続支援計画を作成する話がありますが、ここも同じで、自立して出て行く先について、自立にあたってどうサポーターなどにつないでいくのかという、支援者会議みたいなものを作りたいと思っています。児相の側からすると、次にボタンタッチしていく流れになると思うのですが、今までこんな子だったからこんな会議で見ていってあげてねというように。

出ていく先が、例えば障がいを持っているこどもの場合であれば、障がいの方につなぐことになるから、こんな感じでまわしていきますということを支援者同士がつなぎをして、次に、支援者がちゃんとその子の周りにいるというセッティングをする、そういう意味での支援者会議みたいなものを、位置付けて欲しいです。

だからすべての場所で、この支援者会議というのが、システムとして何か位置付けられていくという形にしてもらおうと、現場の運用としてはおそらく、すごくやりやすくなるのではないかと思います。だからそのようなものを入れ込んで欲しいということです。

○部会長（前橋委員）

今のご意見は、この計画だけということではなくて計画を実質的にこどもの、日々の生活なり、自立支援にどう結びつけていくかというようなことも含めての、貴重なご意見だったと思います。

私もその辺については例えば、権利ノートについても、実際に配られているのか、あるいは、せめて年 1 回ぐらいは、それをみんなで、持ち寄って、説明する機会があるのかないのかとか、あるいは職員に、注意喚起を時々やっていくとか、そういうふうなことも必要かと思います。

というのは子どもの権利ノートで調査した時に、どうしても職員の方も忘れてしまい、子どもの方もあ

ったかな、どこかいつてしまったなっていうような、実態調査をしてみるとそういう結果が出ているということもありましたので、そのようなことを、次の段階で考えてみるのも必要かと思います。

それから、就学、自立支援の推進についても、リービングケアの中にきちんと位置付けて、各施設の中で、これはもうやるという形を、制度化していくということも、今後に向けて、検討してもいいのではないかなというように感じました。

○伊藤委員

関連して子どもの権利ノートのところで、1 ページ目で、子どもの権利ノートの充実はいいのかなと思うのですが、さらに、その子どもの権利擁護の実現というところで、前橋部会長からもお話があったのですが、これを施設職員さんや里親さん、里親研修の中で、権利ノートの中身を一緒に確認していくということとかも、子どもの権利擁護の実現のために大事なことだと思います。この子どもの権利ノートの中に、例えば、実のお父さん、産みのお父さんお母さんに会いたくなったら里親さんに相談してねって書いてありますけど、里親さんがノートにそれを書いてあると知らなくて、相談されたら言わないで欲しいとか言ったら、それは元も子もないので、やはり権利ノートにはこういうことが書いてあるということ、こどもにはこども相談センターで伝えているので、里親さんにも、この中身についてはしっかり理解してもらう必要があります。やはり里親研修とか施設職員研修とかでもテキストとして活用していただけたらいいなと思います。

○梅原委員

計画の時に、見えなかった部分っていうのが、進捗状況をする中で見えてくることは、結構あるのかなと思います。自立支援計画の作成で、今おっしゃっていただいたように、こどもが参加・参画してというのもあるのですけれど、里親さんがその会議に加わっているのか、現状はどうでしょうか。

○音田所長・尾瀬課長

すべてではないです。

○梅原委員

すべてではないですね。

私も全体がわかってないのですが、例えば私の場合でしたら、会議というのはちゃんとできているのですが、できてないところも結構ある。

自立だけでなく養育を開始した時から、いろんな形でどうしていくのかという会議も必要なのかなというのは思っていて、このあたりは具体的に進めていかないと。里親さんにある程度任してしまうのでなくて、やはりその背景、発達の問題などがいろいろある中で、最初にそういう計画、この子をどうしていこうかっていうのも、最初にやらなければならない会議なのかなというのは思っています。

もう一つは里親さんを増やしていくという中に、大阪市の場合は専門里親さんが非常に少ない。2 名しかいない。そのうちの 1 名は、ファミリーホームの方です。実質 1 名、1 家族しかいないというところで、専門里親さんに委託しないといけないこどもって、もつといえるのではないかなという気がしますが。専門里親を今後増やしていくということも考えていかないといいなと思います。養育里親さん

は、確かに、新規が増えているんですけど、専門里親さんのところはどうなのかというのが気になります。

○西村委員

さっきの里親の対応をどうするかとか、会議をしてという話のところは、児相の方で、おそらく一定資料を作り、このような流れ図でとかいうのは作ってもらっていますよね。それは本庁とも情報共有出来ていますか？それはしてもらったほうがいいのではと思うのですが。こんな感じでやるぞと動き出しているはずなので。皆は知らないのでしょうか。

○尾瀬課長

流れ図でしょうか。

○西村委員

流れ図や支援者会議みたいなのをやろうとかいう話、この前、研修でやったところなんだけれども。

○尾瀬課長

フォスタリングの話ですかね。

○西村委員

そうです。ああいうシステムの話は今言っていると思います。そういうものが今ないのではないのでしょうか。なかったので、一生懸命作っているところで、一応それは出来上がりましたよね？だからその流れ図の資料も作ったので、まず提供していただければと思います。

○尾瀬課長

共有ということですね。

○西村委員

お願いします。

○梅原委員

里親さんも一生懸命やっておられるのですが、必ずそういう中に入ってやらないと、その後の養育っていうのが曖昧になってしまって、どういう方向に向かって養育すればいいのかわからなくなってしまふ。里親さんもそのテーブルにつかないといけないのではと思っています。今聞くと、里親全体が入っているわけではないということですね。私は、結構入っている方だと思うのですが、入っていない里親さんは何もわからないのではと危惧しますので、そのあたりは改善してもらいたいです。

○尾瀬課長

西村先生には多大な協力をいただき、こども相談センターにおける、里親さんへの支援や対応につい

て、いろんな課題とそれに対する改善策というのを1年以上かけまして、いろいろと検討していただいたところです。

その中で一番のポイントであったのがやはりチーム養育という視点が、センターとしては欠けていたということです。そういう意味で、こども相談センターだけではなくて、里親さんに関わる里親支援相談員さんであるとか、施設の先生方、4Sさん、または所属している保育所とか幼稚園とか、そういう方々も含めて、チームとなって、里親さんを支えていこうという、そこが今、この1年間で改善していこうとしているところです。新規の里親さんにつきましては、どういう機関が里親さんに関わっていくのかということや、そしてその機関がどういう役割を果たしていくのかという役割の内容についても、しっかりと伝えるようにしているところです。

この1年間いろんな改善点がありましたので、こども相談センター内では、全職員研修をしたり、また講師を招いたりしたのですけれども、また改めて本庁とも共有させていただこうと思います。

○西村委員

せっかく頑張って作ったので、本庁にもしっかりやっているということを位置付けてもらって、こんなシステムで将来的には進めていくのです、とすれば、一時的に頑張って作ったものとして消えてしまうことはないですね。ペーパーもきれいに作っていましたので、ぜひそれは、こども相談センターの成果としていただきたいです。

○杉田委員

母子、ひとり親家庭ですね、それがなかなか社会的養育とかけ離れているような感じがしています。

3の⑦に具体的に母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業という項目です。児童福祉施設連盟の母子生活支援部会としては、母子生活支援施設には、大体3年をめぐりに入所するというようなことで、計画しています。その中で、同じ児童福祉施設連盟の中でも児童養護施設とか、乳児院という施設を見てみると、こどもに対しては就学や大学進学までといった継続したある程度長い期間の温かい見守りがあります。一方で、母子生活支援施設は3年を目途とした入所でその後大体地域に出ていくことになります。母子生活支援施設の中の同じ境遇のこどもたちがやはり一番しんどい。これから高校、大学というときに施設を出る場合もあり、その時、お母さんにとってもしんどくなってしまう。

⑦の母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業っていうのは、大阪市が始めてくれて、本当にありがたいのと、各施設ともこの事業を活用している。なので、続けていただきたい。金額もアップしてほしいのと。本当に一番苦しいときに退所させることもあるので。母子生活支援施設において、こどもたちは、やっぱり私、大学行けなかったっていう声が聞こえるのです。お母さんを助けるためにしっかりと働いたりということもあるのですが、このような事業を活用してサポートできることもあると考えており、この事業は大事であり、さらに充実していただきたいと、我々連盟としては思っております。

それと、また時間があれば、7の⑯のところで、産前産後母子支援事業というのが、大阪市内で昨年の10月に始めており、私の法人が受託しております。パンフレットも配っていただいているので、見ていただきたいです。これらの対応には、行政の後押しが必要です。やはり金銭的な問題だとか、その子が、出産した後も生活していかないといけないわけなので、行政の手助けが必要であろうと特に思っております。いざ開設してみると、今まで25件ほど相談の電話はありますが、このケースは親から虐待を受けて親に

も内緒であると。でも、もう部屋がいっぱいにもなっています。今もう3人子供が生まれて、どうしようかなというようなことで、非常にいろいろな相談の電話があり、できるだけことはやらせてもらっています。後々のことを考えるとやっぱり大阪市が温かいフォローをしてあげる必要があるかなということをつくづく感じておりますので、よろしくお願いします。

○部会長（前橋委員）

大体全体を通しての意見ということでは、それぞれお出しいただき、直接この進捗だけの話ではなくて、本当に幅広い観点からのお話がたくさん出ていたなと思います。事務局の方でも大体今の内容を記録として残して、次の時に活かしていただけたらなというようなところですよ。

○田宮課長

2①アの権利ノートで、一時保護所での掲示について少しお答えさせていただきたいと思います。常時どこに掲示しているかということについては、プレイルームなどにおいております。万一間違いであれば、また訂正させていただきます。

それから、次年度の取組のところで、更新予定というのは、色んな能力の子がいますので、できるだけ動画とか基本的には見える化をしていこうと今話し合っているところです。こども相談センターの中の弁護士とも話し合いながらつくろうとしています。

もう一つ、中西委員がおっしゃっていた一時保護所における、保護児童における自立支援計画というのが立てられるかどうかについて、少しここは議論したいと思っています。一時保護をされるこどもが、その日に帰る子もいますので、全体をどのように見るかっていうのは、見方が一定の期間いる子で、ある程度3号にもっていかうかっていうのであれば当然必要であろうかと思うのですが、そこはまた議論させていただいた方がいいのかなと思っています。

○中西委員

乳児院の場合、例えばうちのところ35名のところ大体5名位がいつも一時保護です。こどもたちも同じように扱っているわけです。そのこどもたちのゴールがわからないのに今どうするんだということですよ。途中からくる子も、ちょっと障がいを持っているのではないかとこどももたくさんいます。アセスメントがよくわからない中でどのようにやっていくのか。

うちでも年に3回くらいは自立支援計画を一人の子についてやるんですけども、まったく資料がない中でやらざるを得ないという現状があります。一時保護のこどもの場合はわからないまま施設で工夫してやっているのですが、そこで非常に一時保護の子どもと施設入所の子どもと差が出てきているのではないかなと思っています。

○音田所長

一時保護の場合、結局、一時保護期間をもって色々調査をし、親にあたり、話をしながらアセスメントしていくという時期です。言わば自立支援計画という観点からみると自立支援計画をまさに作っていく過程の段階ですので、なかなかこちらとしてもこういう計画でやっていきますというのをお出しにくい状態なのかなということもあります。ただ、臨時的な問題として、実際2ヶ月とされている一時保護

期間というのは長期化している傾向もありますし、一定の措置とあまり変わらないような状態でみている場合もあります。そうなりますと当然、児童自身であったり、家族との関係であったりそういったことの情報共有というのは委託先には一定していかないといけないかなと出てくると思いますので、こういった形で情報共有させていただけたら子どもの支援、効率的な支援につながっていくか、検討させていただきたいなと思っています。

○部会長（前橋委員）

できるだけその時間を、例えば72時間、3日とか、そういう風な形でやっているところ、国もあるようです。2ヶ月というのはとりあえずやったけれども長いのではないかな。当然もっともっと本来的には一時保護というのは短くしていくべきかというようには思いますので、その辺についても検討課題として、ぜひ進めていただければと思います。

○西村委員

今の自立支援計画のところで、一時保護だからいるいらないというよりも、自立支援計画をどれくらいの期間を預かっている子なのであれば、つくらなければいけないという価値基準みたいなものがおそらくあって、それは施設の措置、一時保護であろうが、こどもをみているのだから、計画はいるのではないかという感覚に少しなっています。アセスメントも今日入ったばかりだからできない、すぐ出てしまう子はできないという話はもちろんありますが。そこのところはちょっと思いついただけなのですが、例えば、急遽児相が保護するという話になって、でもまたすぐ家に戻っていくが、要保護児童対策地域協議会で見守りをするみたいな話になるのであれば、そのあたりのところを見越した計画みたいなものは、一定、自立支援計画という重々しい表題じゃなくても、こんな感じでみていくのですとしてもよいのではないのでしょうか。もしかするとこの子はまた一時保護や施設に戻ってくるかもしれず、そのまま家で無事となっているかはわからない。はじめのところで一定の見通しの下で、記録として残しておかないといけないのではないかっていうのはちょっと思うところです。本当のアセスメント状態で、計画を立てられないのであれば、アセスメントのために養育のところもこの子の反応とか様子をみていくというのでも、十分に自立支援計画になるのではと思います。

○前橋委員

課題はたくさん次々にみえてくるような気がしますね。それでは全体的なところについては終了という形にしまして、次回以降どのような形でというようなことについてスケジュール等事務局の方からお願いしたいと思います。

○事務局（瑞慶覧課長）

～今後のスケジュールについて説明～

○部会長（前橋委員）

国の方が、基本項目がいくつかあって、その枝というか、そういうものをまだ示してない訳だから、中身がもしかすると大きく変わるかもわからないのでしょうか。

○瑞慶覧課長

大阪市も具体的に取組内容は進捗報告させていただくのですが、 $+\alpha$ で国の指標が出てくると思いますので、それに合わせた報告になろうかと思えます。

○部会長（前橋委員）

国の方からもまだ今年度の状況を報告せよという文書がまだきていないというようなことですので、ちょっと遅れ気味のような感じですね。

他、いかがでしょうか。

○西村委員

面会交流とかは位置づけなくていいのかなとかいうのがちょっとだけクエスチョンです。

なぜこんなこと言い出したかという、裁判で判決が出たというのもあります。面会交流の話はちょっとウィークポイントだと私はずっと昔から思っていて、いつ訴訟されるかわからない状態で、ついに訴訟されて、やはりウィークポイントだから負けるケースも出るかという話だから、どんな風な時にどんな風に面会制限かけるのかとか。そこは兎相のプロパーなのかもしれないけれど。これから先は面会実績がどれぐらいになっているのかとか、制限されているのはどんなケースがあるのかとか、どれくらい会わせていないのかとか、きっこう情報公開など色々突き上げがやってくる時代がすぐそこまできているように思うので、少しそこも頭の片隅に置いてもらって、このような計画の中に入れるのか、それは別でやるっていう話なのかは検討して下さい。

○音田所長

ご指摘ありがとうございます。まさに先生がおっしゃられたとおり、公開請求について出始めていて、非常に我々としては喫緊の課題として考えています。計画への反映は別としても、我々として一定考え方の整理と、基準というようなものを提示していかないといけないと考えます。実際に面会制限も含めて、こちらとしてもそういう措置をとっているケースもありますので、早急に提示していかないといけない議題だと考えています。

○福田委員

私が質問した、皆さんの取組を引き続き実施するのか、質的な部分を書くのかっていうこと、これについての回答がおそらくないので、議事録を確認した方からすると、あの質問の答えはどうなったかということになると思います。事務局の方からその点についてご回答いただけたらと思います。

○瑞慶覧課長

すべての点において一度つくったものすべてが質の方にいくかどうかかわからないのですが、先ほどのお話でも、例えば自立支援計画の部分でもシステムづくりなど一部話が進んでいるところがあるみたいですが、深堀できるところについては委員のご指摘の通り、内容の充実に移っていくということについても検討してまいりたいと思います。

○部会長（前橋委員）

たぶん数字ではっきりと出る部分については当然なのですが、数字が出にくい部分についても、ここでの意見を参考にして、質的な部分が少し触れることができるものについては細かな評価をできるように考えていただくといいことではないでしょうか。

○梅原委員

ちょっと伊藤先生のお話で気になっており、子どもの権利のところでは里親さんに実親さんのことをたずねてという部分で、すべて回答できるっていうわけではないのではないかなと思うのですが。

○伊藤委員

全部ひらがなバージョンで、小さいお子さん用の『これからさとおやさんのおうちでくらすあなたへ』の12ページのところに、「<おうちのひとにあいたいとき>おかあさんやおとうさん、おうちのひとにあいたいときもあるよね。そうおもうことは、とてもたいせつ。そんなときは里親さんにおはなししてね」って書いてあるんです。こどもが里親さんに言っても、ね。里親さんがということですよ。

○梅原委員

はい。

○西村委員

この記載の仕方が問題ではないのでしょうか。説明する係の人は兎相でしょうか里親さんでしょうか。

○瑞慶覧課長

里親さんが説明するのではなくて、里親さんにその気持ちを伝えたら、里親さんから担当ケースワーカーさんにつながるということです。

○西村委員

なるほどね。

○伊藤委員

大きいこども向けの冊子はもうちょっと書き方が違います。でも里親さんやセンターになんですよ。だから、里親さんに言ってねっていうメッセージは一緒です。

○梅原委員

答え方としては、聞くねっていうことしかできないです。すべてを里親が知っているわけではないので。28条のケースとかあれば、我々も全然知らされてない部分もあります。

○伊藤委員

答えようがないとか、何か対処しないといけないとかいうのではなくて、こどもの会いたいっていう気持ちを受け止めてあげてねと。そうだね、とか、そんなこと言ったらダメでしょみたいに言うんじゃないくて、聞いてあげてねっていうメッセージかなと私は受け止めています。

○梅原委員

実際、聞かれたときに、答えられないのですよね。

○伊藤委員

その部分の行間の部分も含めて、こども相談センターなどの行政から、里親さんにこれを里親研修とかで使ってほしいですね。ここにこうやって書いてあるけれど、全部里親さんにやってくださいとかではなくって、ここでこういう趣旨でこういうのを入れていますので、こういう時はこども相談センターに相談して下さいねとか、ちゃんとここに書かれている内容の趣旨・目的とかを行政と里親さんが共有する必要はあるのかなと思います。

○西村委員

里親用のパンフレットってことやね。

○伊藤委員

里親用と施設用は分かれている。

○西村委員

これは子どもに渡す分ですよね。

里親さんが、ここに書いているのはこういう意味ですよっていうのがわかるのかな。

○部会長（前橋委員）

つまり、これのハンドブック的なものがあるのか、ないのか。

○尾瀬課長

あります。ハンドブックです。

○部会長（前橋委員）

ハンドブックの中にそれをどのような形でやっているかということ。

○尾瀬課長

今、委員の皆様からお話いただくこともございますので、里親さんの研修とかにおきまして、丁寧に説明をしないといけないと思います。これだけ読んでおいてということがあれば誤解を生む可能性がありますので、持ち帰りまして周知をしていきたいと思っています。

○西村委員

お話ししてねって言われた時には、お話されたらどうするという模範解答例みたいなものがないとわからないですね

○梅原委員

お話ししてねってなると、こどもは答えてもらえると思って我々に聞くわけですから、その時に答えられないのです。知らないのです。知らされてないので答えられないので、その時にどうするかというのは、必要だと思います。

○西村委員

もう一言、センターに聞いてあげるよ、とかいるかと思います。

○梅原委員

告知の問題も、里親さんがいろんな告知するのか、というのもあるわけですよ。これはやっぱりこども相談センターから告知するのかどうか。

○西村委員

告知はこども相談センターの仕事だと思います。

○梅原委員

そうでしょうけど、他の自治体に聞くと、里親さんが告知して下さいねとしているところもあります。

○西村委員

曖昧な感じでできていたところもありますが、それをつくるという別の会議でいろいろ意見させていただき、一応、反映されていると思います。

○梅原委員

そのあたり、ちょっと話題にしといた方がいいかなって思っていました。

○尾瀬課長

今日この子どもの権利ノートの件でいろいろお話をいただきまして、今日はきちっとお答えできなかった部分、例えば小学校2年生以下のどれぐらいの年齢の子どもたちに、どこまで説明しているのかというところなど現場の実態もお答えできない部分もございました。また、お渡しした冊子についても、誰が今持っているのか、里親さんなのかこども自身が持っているのかなど、全体的に現状がどうなっているのかという点について今日宿題をいただいたので、把握してまいりたいと思います。

○梅原委員

こどもの状況によっては今、渡してないっていう可能性もあるのですよね。こどもの気持ちの問題で、あえてもう少ししばらく関係性を築いてからみたいなどころもあるかもしれないと思いますが、こどもたちの背景が、複雑なのですよね。

○西村委員

だから、最初の枠設定の問題なんじゃないかと私は思っています。今からここで育つのによって時にちゃんと仕切りをしてないから、皆どの立場の人がどんなことをすればいいのかというのを曖昧なままで、みんな不安が残ったままみたいなどころを、出だしでちゃんとやろうということです。

先にお話ししたこども相談センターでつくった資料を配布して共有してもらうことをして、またご意見いただいたらどうですかね。

あと、小さい子であろうが、説明する必要はあります。その年齢に応じて、わかる言葉でちゃんと伝えていきますという答えでないといけないと思います。小さい子だったら言わなくていいって話にはならないので、そこは意識してほしいと思います。

○部会長（前橋委員）

これも改訂が一応考えられているということです。改訂の中でどういう伝え方をするかとか、あるいはその里親さんにどう伝えるか、こどもにどう伝えるか、あるいは施設だったら職員にどう伝えるかとか。そういう風なことも含めて改訂の中には盛り込んでいただけたらと思います。

○中西委員

あと、保護者さんにも、特に乳児の場合はお母さんにもやっぱりちゃんとゆっくり説明してあげないといけないと思います。第三者評価でもお母さんへの説明できていますかっていうのはよく聞かれていて、おそらくどの施設も保護者に対してはなかなかできてないのですよね。

だからそういう意味では、そこも含めて考えていただけたらいいかなと思います。

○部会長（前橋委員）

おそらくそれは、こども相談センターで28条も含めて考えていかないといけないことですね。

○杉田委員

里親さんは絶えず不安を抱いておられます。やはり子どもたちは、大きくなると自分のルーツを知りたくなります。私の施設でもこの前、ある里親さんが来られたところです。里親さんは心配しないで、私たち施設でできることはちゃんとします。里親さんと施設とこども相談センターと、共同で、こどものルーツの問題は、考えないといけないと思います。

○部会長（前橋委員）

おっしゃる通りですね、先ほどもチーム養育というのをもっと明確にしていくことで、それぞれの役割みたいなものはっきりしてくるのかもしれないですね。

○梅原委員

こどもはいろんなことを聞けるということは大事ですし、聞いたら答えられないといけないと思う。私も今いる子が来るまでのことってほとんど知らなかったのですが、今度、高校生になるので知っておかなければと思って、今その子がうちに来るまでのことをまとめてくださってお願いをしているところです。それは手元に持っておいて、聞かれたら、こうだと教えてあげないといけないかなと思います。その準備をしています。

○部会長（前橋委員）

今回の評価にどれだけ盛り込めるのか。事務局は大変だと思いますが、いろいろ貴重な意見もたくさんあったと思いますので、ぜひいくつかでも、できるだけたくさん活かしていただくように、お願いしたいと思います。

他事務連絡等ございますでしょうか。それでは、事務局の方にお返ししたいと思います。

○司会（田中課長代理）

前橋部会長、ご進行ありがとうございました。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございます。

本部会で頂戴しましたご意見等を踏まえまして、今後とも本市の社会的養育推進計画を推進して参ります。本日はどうもありがとうございました。それではこれもちまして、令和 2 年度 第一回 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を閉会いたします。ご出席の皆様、誠にありがとうございました。